令和８年（フ）第８２号
三重県伊勢市御薗町長屋957番地４
破産者　中西　金司
１　決定年月日　令和８年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

令和８年（フ）第１６８７号
大阪府寝屋川市下神田町17番14号
破産者　小山　祐之
１　決定年月日　令和８年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２１３３号
大阪府豊中市刀根山４丁目３番23―102号
破産者　山本洋一こと　金　　洋一
１　決定年月日　令和８年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１６０号
神戸市垂水区多聞台３丁目18番19―203号
破産者　前本　誠吾
１　決定年月日　令和８年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第３３３号
神戸市中央区下山手通２丁目12番６号　Ｊタワー神戸501号、従前の住所神戸市兵庫区浜山通１丁目１番12―110号
破産者　ＢＡＲ　Ｒｏｏｍこと　関　　修作
１　決定年月日　令和８年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第６５９号
岡山市南区東畦59番地35
破産者　岡　浩太郎
１　決定年月日　令和８年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第６８０号
香川県坂出市江尻町191番地300、開始決定時の住所岡山市南区内尾72番地６
破産者　高島　修二
１　決定年月日　令和８年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５８号
福岡県直方市大字感田2856番地　ニューメゾン感田Ｂ―105号、前住所北九州市小倉北区大手町13番60号（219）
破産者　阿比留流星
１　決定年月日　令和８年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部

令和８年（フ）第８４号
長崎県長崎市茂木町1565番地３　Ｒｅｓｉｄｅｎｃｅ茂木201
破産者　片岡　　愛
１　決定年月日　令和８年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第１１１号
鹿児島市星ヶ峯５丁目14番71―21号、開始決定時の住所鹿児島県いちき串木野市東塩田町165番地
破産者　山元　直子
１　決定年月日　令和８年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第５６号
鹿児島県日置市伊集院町妙円寺三丁目90番地県営グリーンビレッジ妙円寺団地19号棟101、開始決定時の住所鹿児島県いちき串木野市照島2847番地５
破産者　下畠田森雄
１　決定年月日　令和８年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第１４４号
北海道帯広市西17条南４丁目34番18号　ラビータ17Ａ号室
破産者　海藤　僚太
１　決定年月日　令和８年10月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

令和８年（フ）第１５１号
北海道十勝郡浦幌町字宝生19番地２
破産者　加藤　光輝
１　決定年月日　令和８年10月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

令和８年（フ）第９号
秋田県由利本荘市矢島町元町字金ケ沢27番地
破産者　小松　　忍
１　決定年月日　令和８年10月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部

令和８年（フ）第５号
秋田県横手市横手町上真山171番地　柴田アパート10号室、開始決定時の住所秋田県横手市平鹿町樽見内字古館47番地
破産者　佐藤　　均
１　決定年月日　令和８年10月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

令和７年（フ）第７０３号
横浜市青葉区市ケ尾町1172番地３
破産者　星名　浩次
１　決定年月日　令和８年10月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１３４９号
神奈川県藤沢市打戻2644番地の７
破産者　若林　諒亮
１　決定年月日　令和８年10月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１７０５号
神奈川県藤沢市白旗４丁目11番33号
破産者　毛塚亜希子
１　決定年月日　令和８年10月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１７８４号
神奈川県茅ヶ崎市萩園2038番地１　カーサレスペデザ101号室
破産者　平岡　博之
１　決定年月日　令和８年10月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部